

中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定による認定

【認定の対象】

法人：市内に本店がある者

個人：市内に主たる事業所がある者（※住所地ではなく事業所所在地で判断する。）

【認定要件】

次の（イ）（ロ）（ハ）すべての事項に該当すること。

（イ）経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。

（ロ）指定金融機関からの直近（※1）の借入金残高が前年同期比で10%以上減少していること。

（ハ）金融機関からの直近（※1）の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

※1 直近とは、申請日からおおむね1か月以内をいう。

※2 指定金融機関は中小企業庁ホームページで閲覧できる。（6か月ごとに更新する。）

(<http://www.chusho.meti.go.jp/>)

【申請に必要な書類】

	申請に必要な書類	提出部数	法人	個人
1	認定申請書	2部	○	○
2	中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定に関する確認票	1部	○	○
3	2に記載した金融機関の残高証明書原本（直近及び前年同月）	各1部	○	○
4	法人事業概況説明書（1～18が記載されているページ）の写し（直近期のもの）	1部	○	
5	青色申告決算書の1～2ページ目の写し（直近のもの）	1部		○
6	収支内訳書の1ページ目の写し（直近のもの）	1部		○ (5又は6のいずれか)

- ・ 4～6は、書類の余白部分に申請者の記名・押印をすること。
- ・ 申請及び訂正は、申請者の実印で行うこと。
- ・ 申請者以外の者が手続きをする場合は、委任状が必要。

【申請書の受付】

富岡市役所 商工課 商業係（富岡庁舎 本庁舎2階）

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分から17時15分まで
（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く。）

電話番号：0274-62-1511（内線1293）

- ・ 認定書は即日の発行ができませんのでご了承ください。
- ・ 手数料は無料です。

※当該認定後、金融機関又は群馬県信用保証協会に認定書を持参の上、保証付き融資をお申し込みください。その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

中小企業信用保険法第2条第4項
第7号の規定による認定申請書

平成 年 月 日

富岡市長 殿

申請者
住 所
氏 名 印

私は (注1) が経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、下記のとおり、借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 金融機関からの総借入金残高のうち、 からの借入金残高の占める割合

$$\frac{\text{A}}{\text{B}} \times 100 \%$$
A 年 月 日の からの借入金残高 円
B 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
- 2 からの借入金残高の減少率 $\frac{\text{D} - \text{C}}{\text{D}} \times 100 \%$
C 年 月 日の からの借入金残高 円
D 年 月 日 (Cの前年同期を記入のこと) の からの借入金残高 円
- 3 金融機関からの総借入金残高の減少率 $\frac{\text{F} - \text{E}}{\text{F}} \times 100 \%$
E 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
F 年 月 日 (Eの前年同期を記入のこと) の金融機関からの総借入金残高 円

申請提出数……申請書は正本二通作成してください。

認 第 号 (号)
申請のとおり相違ないことを認定します。 平成 年 月 日 (認定者) 富岡市長 岡野 光利
(注)本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(注1) 経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関の名称を記入すること。

(注2) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び(注1)で記入する金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。

(留意事項)

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

第7号用

中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定に関する確認票

1. 申請者が有する事業用借入金残高の明細

(単位：円)

	指定金融機関に○	金融機関名(※5)	直近(※1)				前年同期(※2)			
			平成	年	月	日	平成	年	月	日
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
合 計			B・E				F			

※1 直近とは、申請日からおおむね1か月以内をいう。

※2 前年同月同日の残高取得が困難な場合、取得可能な最も近い日付の残高を記載する。

※3 割引手形は残高から除くこと。

※4 指定金融機関が複数ある場合、指定金融機関の借入金残高合計が総借入金残高の10%以上を占め、なおかつ減少率が10%以上であれば認定の対象となる。

※5 該当する金融機関は下表のとおりとする。

銀行	信用金庫及び信用金庫連合会	労働金庫及び労働金庫連合会
信用協同組合及び信用協同組合連合会	農業協同組合及び農業協同組合連合会	漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
(株)日本政策投資銀行	(株)商工組合中央金庫	農林中央金庫
保険会社	信託会社	

(中小企業信用保険法施行令第1条の2より)

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申請者
住所

氏名

実印